

## 第 2 回火葬等許可事務システム標準化検討会資料

---

2023年7月13日

# 背景と目的

---

令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」等において地方自治体行政の様々な分野で、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進めることとされたことを受け、**地方公共団体情報システムの標準化に関する法律**（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）**が定められたところ**、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において「市町村の戸籍システムについては、既存の標準仕様書と、標準化基準における共通事項との整合性を確保することとし、そのために標準仕様書の見直しが必要な場合には、令和4年（2022年）夏までに行う。」とされ、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）により、**戸籍に関する事務が標準化対象事務**とされた。

また、人口動態調査令（昭和21年9月30日勅令第447号）に基づき実施している人口動態調査における、市区町村で調査票を作成するためのシステムである人口動態調査事務システムについても、実態として多くの市区町村において、戸籍情報システムとパッケージシステムとして開発され、導入されてきている。このため、戸籍情報システムとパッケージシステムとして運用することが可能となるよう、**人口動態調査事務についても標準化対象事務とされている**。

さらに、**火葬等許可事務システム**についても、戸籍情報システム及び人口動態調査事務システムとパッケージシステムとして開発され、導入されていることから、引き続きパッケージシステムとして運用し、地方公共団体の行政運営の効率化と住民の利便性の向上を図るため、**令和5年3月29日に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）の一部改正により、火葬等許可事務についても標準化対象事務とされた**。

上記を踏まえ、火葬等許可事務に係るシステムや業務プロセスの標準化について、**標準化法のもとに示された政府方針等との整合性を図りながら議論を行い、火葬等許可事務システムの標準仕様書を作成する**。

# 標準仕様書作成スケジュール

第2回検討会での指摘事項を標準仕様書（案）に反映した後に、7月19日～8月8日の3週間で全国意見照会を予定しています。

その後、全国意見照会の結果を標準仕様書（案）に反映し、第3回検討会を8月下旬に開催の予定です。

作業者	6月	7月	8月
検討会		第2回 (7/13) ▼	第3回 (8/28予定) ▼
全国意見照会			全国意見照会 7/19～8/8
標準仕様書作成事業者		法務省 総務省 デジタル庁 調整 意見 反映	意見 反映

# 標準仕様書（案）の作成方針- 1

標準仕様書（案）の記載内容は、標準化の標準仕様書及び、厚生労働省の国民年金や生活保護など他の標準化業務の記載項目に準拠し、以下の構成としています（参考資料 1 参照）。

記載項目	記載内容	インプット情報
第 1 章 本仕様書について	標準仕様書の前提について記載する。	
第 2 章 業務フロー	業務フローの記載方針について記載する。	
第 3 章 機能・帳票要件	機能要件、帳票要件の記載方針について記載する。	
第 4 章 データ要件・連携要件	データ要件、連携要件の記載方針について記載する。	
第 5 章 非機能要件	非機能要件について記載する。	
第 6 章 用語	用語集について記載する。	
（別紙 1）業務フロー	業務フローの詳細について記載する。	自治体アンケート
（別紙 2 - 1）機能・帳票要件	機能要件、帳票要件について記載する。	開発事業者アンケート
（別紙 2 - 2）管理項目	管理項目の一覧について記載する。	開発事業者アンケート
（別紙 3）帳票詳細要件	帳票詳細要件について記載する。	開発事業者アンケート
（別紙 4）帳票レイアウト	帳票レイアウトについて記載する。	開発事業者アンケート

# 標準仕様書（案）の作成方針- 2

第1回火葬等許可事務システム標準化検討会以降に標準仕様書を追加・修正した場合には、火葬等許可事務システム標準仕様書修正履歴に追加・修正内容を記載しています（参考資料2参照）。

## 火葬等許可事務システム標準仕様書修正履歴（一部抜粋）

火葬等許可事務システム標準仕様書修正履歴

NO.	区分	修正箇所	修正内容	修正日
1	別紙1	1.4. 火葬等許可証再発行フロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務フローの開始変更 住民側→市区町村側</li> <li>・トリガー変更 「口頭、電話等での申し出」→「証明書」、「紛失証明書」（各証明書の補足説明も追加）</li> <li>・火葬執行前、執行後かの分岐を追加</li> <li>・「交付台帳の確認」タスク（手作業）追加</li> <li>・「紛失証明書の受領」タスク（手作業）追加</li> <li>・「証明書の受領」タスク（手作業）追加</li> <li>・市区町村側の火葬等許可証の補足説明修正 「発行済みであると判別可能であること」→「再発行であると判別可能であること」</li> </ul>	2023/3/17
2	別紙2-1	機能ID：1.6.6. 「EUC機能」要件の考え方・理由	「証明書」→「許可証」に修正	2023/3/17
3	別紙2-1	機能ID：1.7.8. 「印刷設定」機能要件	「印刷時は最低限の機能として」→「印刷時の」に修正	2023/3/17
4	別紙2-1	機能ID：2.5.5. 「一覧」機能要件	「埋葬状況報告書、火葬状況報告書」→「交付台帳」に修正 要件の考え方・理由→削除	2023/3/17
5	別紙2-1	機能ID：3.5.1. 「許可証検索結果」機能要件	「父母の本籍」→「父の本籍、母の本籍」に修正	2023/3/17

# 標準仕様書（案）の検討内容

---

1. 標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年6月16日改定）に従い、標準仕様書（案）に追加・修正が必要な内容を反映する。
2. 第1回検討会以降に寄せられた照会を踏まえて、標準仕様書（案）に追加・修正が必要な内容を反映する。

# 1. 標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年6月改定版）の対応－1

No.	調整方針	標準仕様書案
1	<p>2. 標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること</p> <p>標準仕様書のうち、機能要件の標準については、地方自治体からFit&amp;Gap分析を効率的に行うために、エクセル形式にしてほしい等の要望が多いため、(1)（標準仕様書機能要件の改定ルールについて）及び(2)（令和5年3月末までに公開した標準仕様書機能要件の取扱いについて）について遵守することとし、別添1「標準仕様書機能要件様式例」を用いること。</p>	<p>別添1「標準仕様書機能要件様式例」に従い、(別紙2-1)機能・帳票要件を修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>機能IDは、業務ID+連番4桁とする。 (火葬等許可：039)</li><li>実装類型は、自治体規模毎とする。 (都道府県、指定都市、中核市、一般市区町村)</li><li>適合基準日を明示する。</li></ul>

# App) 別紙2-1機能要件・帳票要件

## 火葬等許可事務システム 機能・帳票要件【第1.0版】

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装類型) ◎…実装必須機能、○…標準オプション機能、×…実装不可機能				要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村			
00 共通	0.1 他システム連携	0.1.1.戸籍情報システムとの連携	戸籍情報システムとの連携		0390001	戸籍情報システムに、戸籍情報を照会する。 ※1 共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、火葬等許可事務システムで利用できること ※3 連携頻度は随時		○	○	○	戸籍情報システム及び住民情報システムとの連携要件を定めている。自治体の運用やベンダーシステムの形態により様々な運用形態があるため、標準として必要と想定される要件を※で追記している。 ・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。		令和8年4月1日
00 共通	0.1 他システム連携	0.1.2.住民記録システムとの連携	住民記録システムとの連携		0390002	住民記録システムに、住民票情報を照会する。 ※1 共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、火葬等許可事務システムで利用できること ※3 連携頻度は随時		○	○	○	戸籍情報システム及び住民情報システムとの連携要件を定めている。自治体の運用やベンダーシステムの形態により様々な運用形態があるため、標準として必要と想定される要件を※で追記している。 ・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。		令和8年4月1日
00 共通	0.1 他システム連携	0.1.3.文字要件	文字要件		0390003	火葬等許可事務システムの文字要件については、「地方公共団体の基幹情報システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。		◎	◎	◎	各基幹業務システム標準仕様書の統一基準による。		令和8年4月1日
00 共通	0.1 他システム連携	0.1.4.エラー処理	エラー処理		0390004	連携用のデータの取込時にエラーが発生した場合、エラー内容を確認できること。また、エラー対応後、取込の再処理ができること。		○	○	○			令和8年4月1日
00 共通	0.1 他システム連携	0.1.5.操作権限設定・管理	操作権限設定・管理		0390005	他システムとのパッケージとする場合には火葬等許可事務システムと他システムの権限を分けて管理ができるようにする。		◎	◎	◎			令和8年4月1日
00 共通	0.2 マスタ管理機能	0.2.1.コード管理	コード管理		0390006	コードマスタを管理(登録、修正、削除、照会)できること。		◎	◎	◎	・火葬等許可事務システム共通で管理するマスタを記載しており、死体埋火葬許可、死胎埋火葬許可、改葬許可で管理するマスタはそれぞれの要件に記載している。 ・具体的なコード内容はデジタル庁がデータ要件(コード一覧)として定める。		令和8年4月1日
00 共通	0.2 マスタ管理機能	0.2.2.コード管理	コード管理		0390007	機能ID:0390006の実装必須機能に以下も加えること。 C/V等のデータの出力、取込により、一括でマスタのメンテナンスができること。		○	○	○	職員の利便性向上、正確性向上による。		令和8年4月1日

# 1. 標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年6月改定版）の対応－2

No.	調整方針	標準仕様書案
2	4. 庁内データ連携に関すること 各標準仕様書と連携要件の標準との整合性を確保するため、 連携要件の標準の機能別連携仕様に規定する連携機能の 「機能説明」の項目の内容を、標準仕様書に規定する。	(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0390001（旧機能ID:1.1.1.） （標準オプション機能） 死体火葬等許可証作成時、戸籍情報システムから戸籍情報を 取得できること。 ※1 共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、火葬等許可事務シス テムで利用できること ※3 連携頻度は随時 ※4 取り込んだデータは修正できること。  機能ID：0390002（旧機能ID:1.1.2.） （標準オプション機能） 死体火葬等許可証作成時、住民記録システムから住民情報を 取得できること。 ※1 共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、火葬等許可事務シス テムで利用できること ※3 連携頻度は随時 ※4 取り込んだデータは修正できること。

# 1. 標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年6月改定版）の対応－3

No.	調整方針	標準仕様書案
2	<p>4. 庁内データ連携に関すること 各標準仕様書と連携要件の標準との整合性を確保するため、 連携要件の標準の機能別連携仕様に規定する連携機能の 「機能説明」の項目の内容を、標準仕様書に規定する。</p>	<p>機能ID : 0390066（旧機能ID:2.6.1.） （標準オプション機能） 死体火葬許可証、死体埋葬許可証作成時、届書の処分決定ま たは決裁時に戸籍情報システムから届書情報を受信できるこ と。 ※1 共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、火葬等許可事務シス テムで利用できること ※3 連携頻度は随時 ※4 取り込んだデータは修正できること。</p> <p>機能ID : 0390078（旧機能ID:3.6.1.） （標準オプション機能） 死胎火葬等許可証作成時、人口動態調査事務システムから死 産票情報を受信できること。 ※1 共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、火葬等許可事務シス テムで利用できること ※3 連携頻度は随時 ※4 取り込んだデータは修正できること。</p>

# 1. 標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年6月改定版）の対応－4

No.	調整方針	標準仕様書案
3	<p>8. 操作権限設定・管理に関すること 操作権限設定・管理は、すべての基幹業務システムにおいて必要であり、実装必須機能として、最低限、次のとおり規定する。</p>	<p>本編 P26 表3-7、表3-8</p> <p>(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0390051（新規） （実装必須機能） システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（入力処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。 職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。 操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。</p> <p>機能ID：0390052（新規） （実装必須機能） アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。 アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができること。 また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。</p>

# 1. 標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年6月改定版）の対応－5

No.	調整方針	標準仕様書案
3	<p>8. 操作権限設定・管理に関すること 操作権限設定・管理は、すべての基幹業務システムにおいて必要であり、実装必須機能として、最低限、次のとおり規定する。</p>	<p>機能ID：0390053（新規） （実装必須機能） 他の職員が火葬等許可証の作成を行っている間は、同一火葬等許可証の情報について閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。 ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。 複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。</p> <p>機能ID：0390054（新規） （標準オプション機能） 組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。 操作権限一覧表で操作権限が設定できること。 シングル・サイン・オンが使用できること。</p>

# App) 本編 ( (8) 操作権限管理)

## (8) 操作権限管理について

操作権限管理は地方自治体で利用する事務処理システムとして共通した要件とすることが基本であることから、デジタル庁が整理した要件を基本として、以下のとおり定める。

表 3-7 操作権限管理 (実装必須機能)

実装必須機能
システムの利用者及び管理者に対して、個人単位で ID 及び パスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限 (入力処理や表示・閲覧等の権限)、利用範囲及び期間が管理できること。
職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。
操作者 ID とパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。
アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。
アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。
アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができること。
また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。
他の職員が火葬等許可証の作成を行っている間は、同一火葬等許可証の情報について閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。
なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。
ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。
複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。

表 3-8 操作権限管理 (標準オプション機能)

標準オプション機能
組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。
操作権限一覧表で操作権限が設定できること。
シングル・サイン・オンが使用できること。

# 1. 標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年6月改定版）の対応－6

No.	調整方針	標準仕様書案
4	<p>9. EUCに関すること EUCについては、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、EUC機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。以下同じ。）、標準仕様書においてEUCを規定している記載については、次のとおり改める。</p>	<p>(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0390032（旧機能ID:1.6.6.） （実装必須機能） EUC機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 EUC機能へ連携するデータ項目は「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト（火葬等許可事務システム）」の規定に従うこと。（火葬等許可事務システムとEUC機能を一体のパッケージとして構築する場合については、基本データリストに定義されたデータ項目を利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。） なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。</p>

# 1. 標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年6月改定版）の対応－7

No.	調整方針	標準仕様書案
5	11. 検索文字入力に関すること 基幹業務システム（住民記録システム、印鑑登録システム、戸籍附票システム及び戸籍システムを除く。）において、氏名の検索文字入力を統一的行えるようにするため、住民記録システムの方法をベースに、当該基幹業務システムの標準仕様書に、次のとおり規定する。	(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0390022（新規） （実装必須機能） 氏名に関する検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」 （異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。

# App) あいまい検索（住民記録システム標準仕様書より）

## 2.1 検索

### 2.1.1 検索機能

#### 【実装必須機能】

システム利用者（操作者 ID 単位）ごとに、一度検索ダイアログ等で設定した値（検索履歴）については、自動的にその設定値が、一定の件数保存されること。

また、それら検索履歴を選択することにより、同じ条件による再検索及び検索履歴を活用した新たな検索にも対応できること。

#### 【考え方・理由】

業務効率化の観点から、検索パラメータの履歴保持は有効。

宛番号、個人番号、氏名等は、既に個人が特定されている情報であるため設定値の保存は不要との考えもあり得るが、同一個人を別処理にて検索する際には、特定された検索キーであっても再検索できる方が業務効率化の観点には適していると考えられることから、設定値が保存される対象は限定しないこととした。

また、準構成員への意見照会において、保存数の上限を設定すべきであるとの意見があった。業務効率化の観点からは全ての履歴を保持する必要はなく直近の履歴で足りると考えられるが、適当な件数については各市区町村の処理数によって異なることから、一定の件数とした。

なお、権限、情報セキュリティ等の観点から、履歴保持は、システム利用者ごと（操作者 ID 単位）に実施できなければならない。

### 2.1.2 検索文字入力

#### 【実装必須機能】

フリガナを登録している場合は、カタカナで入力及び検索できること。

以下のあいまい検索ができること。

- ・清音、濁音、半濁音による違いを無視できること。  
例 「ヂ」と「ジ」、「ズ」と「ヅ」、「ワ」と「ハ」、「ヴァ」と「バ」、「ヴィ」と「ビ」、「ヴ」と「ブ」、「オ」と「ヲ」、「ヒ」と「ピ」
- ・拗音、促音の小文字と大文字による違いを無視できること。  
例 「ッ」と「ツ」、「ャ」と「ヤ」、「ュ」と「ユ」、「ョ」と「ヨ」
- ・氏名（外国人住民における「氏名（ローマ字）」及び「氏名（漢字）」を含む。）や氏名のフリガナ等で文字列一致検索（完全一致・部分一致）ができること。
- ・名（氏名の名）のみの検索ができること。

- ・氏と名との間のスペースを無視した検索ができること。
- ・氏名フリガナ検索について、2文字目以降が「ウ」の場合で、その直前の文字が「オ段」の場合、「ウ」を「オ」に変換して検索できること。
- ・長音の有無を無視できること。
- ・入力ゆらぎ対応として、「ー（全角長音）」と「ー（全角ダッシュ）」と「ー（全角マイナス）」と「-（全角ハイフン）」、「-（半角長音）」と「-（半角ハイフン）」、「全角スペース」と「半角スペース」を区別せず検索条件として指定でき両方が該当として処理されること。
- ・検索文字から、異体字や正字も包含した検索ができること。

例：検索文字の例

「辺」で検索時は「邊」、「辺」、「邊」、「邊」等、

「浜」で検索時は「濱」、「頻」、「濱」、「濱」等、

「藤」で検索時は「藤」、「籐」、「籐」等が検索対象文字となる。

なお、一般市区町村においては、あいまい検索の機能として異体字検索は、標準オプション機能とする。

#### 【実装不可機能】

（株）や（有）等の記号を入力及び検索できること。

#### 【考え方・理由】

フリガナを登録している場合は、清音・濁音のあいまい検索は、ニーズも高く、検索結果漏れをなくす観点からも重要と判断。

また、（株）や（有）等の記号は、法人名（税の宛名管理等）で用いられることはあるが、住民記録システムとしては不要であり、仮に必要であったとしても、外字としてではなく、「（株）」や「（有）」という形（3文字）で対応できることから、不要。

あいまい検索機能を提供することによって、清音、濁音、半濁音、ハイフン、長音、異体字等を区別しない検索を可能とするニーズが高いと判断。ただし、異体字検索については中核市レベルのニーズが高いのに対して、小規模市区町村におけるニーズは高くはないとの準構成員からの意見を踏まえ、一般市区町村においては標準オプション機能とした。

### 2.1.3 基本検索

#### 【実装必須機能】

## 2. 第1回検討会以降の照会を踏まえた修正- 1

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
1	検索条件に「カナ氏名」とありますが、戸籍情報システムでは今後は「カナ氏名」ではなく「氏名の振り仮名」で検索がおこなれることになるため、「氏名の振り仮名」の記載としていただく方が良く考えます。	【回答】 ご指摘を踏まえ、記載を見直す。 【方針】 「氏名の振り仮名」と記載する。	(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0390023（旧機能ID:1.5.1.） （標準オプション機能） 許可証に記載する、死亡者及び申請者情報について、氏名の振り仮名、漢字氏名、生年月日、本籍で戸籍検索できること。  (別紙2-2)管理項目 1.1.死体埋葬 1.2.死体火葬 1.5.改葬

# App) 別紙2-2 管理項目 (1.2.死体火葬)

## 1.2. 死体火葬

管理項目	他システムからの連携有無
死体火葬許可管理番号	
死亡者本籍	●
死亡者住所	●
死亡者氏名	●
死亡者氏名の振り仮名	●
性別	●
生年月日	●
死因	
死亡年月日時	●
死亡の場所	●
火葬の場所	
申請者の氏名	
申請者の住所	
死亡者との続柄	
交付日	

## 2. 第1回検討会以降の照会を踏まえた修正-2

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
2	<p>死亡日の降順とありますが、死亡日が不詳の場合の表示順はどのようになるでしょうか。</p> <p>&lt;背景&gt; 戸籍情報システムで不詳年月日に「9」を使用しているデータをそのまま使用すると、年月日不詳（例：△9999999（△：半角スペース））の場合最上行に表示される可能性があるため、それが問題にならないかどうかを懸念しております。</p>	<p>【回答】 ご指摘を踏まえ、不詳年月日記載を明記する。</p> <p>【方針】 死亡日が不詳年月日の場合は、最下段に表示するように実装する。</p>	<p>(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0390063（旧機能ID2.5.1） （実装必須機能） 機能ID：0390061での検索結果を一覧で表示できること。</p> <p>※1 死亡日の降順で表示すること ※2 死亡日不詳の場合は、最下段に表示すること ※3 一覧画面において、死亡者氏名、生年月日、死亡日、本籍を表示すること</p> <p>（機能ID：0390061は、許可証検索）</p>

## 2. 第1回検討会以降の照会を踏まえた修正-3

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
3	<p>現在の埋火葬許可証に係る「死産の届出に関する規程(昭和21年厚生省令第42号)」、「死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令(昭和27年厚生省令第12号)」、「墓地埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第12号)」の3つの省令で整合性がとれていない事項(※)がある。</p> <p>※妊娠月数/週数、父母の本籍・住所</p>	<p>【回答】 妊娠週数について、死産届と項目を合わせるため、墓埋法施行規則の改正を検討する。</p> <p>【方針】 妊娠週数として実装する。</p>	<p>(別紙2-2)管理項目 1.3.死胎埋葬 1.4.死胎火葬</p> <p>(別紙3)帳票詳細要件 1.2.死胎火葬許可証 1.4.死胎火葬許可申請書 2.2.死胎埋葬許可証 2.4.死胎埋葬許可申請書</p> <p>(別紙4)帳票レイアウト 1.2.死胎火葬許可証 1.4.死胎火葬許可申請書 2.2.死胎埋葬許可証 2.4.死胎埋葬許可申請書</p>

## App) 別紙2-2 管理項目 (1.4.死胎火葬)

### 1.4. 死胎火葬

管理項目	他システムからの連携有無
死胎火葬許可管理番号	
父の本籍	●
母の本籍	●
父母の住所	●
父の氏名	●
母の氏名	●
性別	●
妊娠週数	●
分べん年月日時	
分べんの場所	
火葬の場所	
申請者の氏名	
申請者の住所	
交付日	

# App) 別紙3 帳票詳細要件 (死胎火葬許可証)

## 帳票詳細要件 (1. 火葬許可証)

業務	1. 火葬許可証	帳票名称	02. 死胎火葬許可証		
連番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
1	タイトル	●			"死胎火葬許可証"
2	発行番号	●			"第"+全角スペース+全角数字+全角スペース+"号"
3	再交付印		●		再交付の場合のみ□囲いで"再交付"と印字する。
4	父母の本籍	●			父母の本籍が別の場合二行で、同一の場合は一行で記載。 外国籍の場合は国名を印字する。 "父"+全角スペース+父の本籍+改行+ "母"+全角スペース+母の本籍
5	父母の住所	●			方書まで記載の場合は方書の前に全角スペース
6	父母の氏名	●			"父"+全角スペース+父の姓+全角スペース+父の名+改行+ "母"+全角スペース+母の姓+全角スペース+母の名
7	性別	●			
8	妊娠週数	●			全角数字+"週"
9	分べん年月日時	●			和暦表記 (年月日+時分)
10	分べんの場所	●			
11	火葬の場所	●			
12	申請者の住所	●			方書まで記載の場合は方書の前に全角スペース
13	申請者の氏名	●			姓+全角スペース+名
14	交付年月日	●			和暦表記 (年月日)
15	再交付年月日		●		和暦表記 (年月日)
16	市区町村名	●			市区町村名+"長"
17	市区町村長名	●			姓+全角スペース+名
18	公印	●			公印イメージ
19	火葬時間	●			"令和 年 月 日 午前・午後 時 分 火葬"

# App) 別紙4 帳票レイアウト (死胎火葬許可証)

死胎火葬許可証		※再交付の 場合のみ印字	再交付
第 000001 号			
父母の本籍	父 東京都大和区みどり町二丁目12番 母 東京都大和区中央一丁目1番		
父母の住所	東京都大和区みどり町二丁目12番3号		
父母の氏名	父 許可 一郎 母 許可 洋子		
性別	女		
妊娠週数	20週		
分べん年月日時	令和5年2月9日 午前10時20分		
分べんの場所	東京都大和区本町一丁目10番1号		
火葬の場所	大和斎場		
申請者の住所氏名	住所	東京都大和区みどり町二丁目12番3号	
	氏名	許可 一郎	
交付日: 令和5年3月1日 再交付日: 令和5年3月2日	※再交付の 場合のみ印字	東京都大和区長	甲野 義太郎 印
令和 年 月 日 午前・午後 時 分 火葬			

## 2. 第1回検討会以降の照会を踏まえた修正-4

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
3	<p>現在の埋火葬許可証に関する「死産の届出に関する規程(昭和21年厚生省令第42号)」、「死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令(昭和27年厚生省令第12号)」、「墓地埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第12号)」の3つの省令で整合性がとれていない事項(※)がある。</p> <p>※妊娠月数/週数、父母の本籍・住所</p>	<p>【回答】 父母の本籍、住所については、今回のシステム標準化に伴う墓埋法施行規則の改正の対象とはしないが、死産届で入力されたデータを死胎火葬等許可証に取り込む場合に修正する機能を実装する。</p> <p>【方針】 死産届で入力されたデータを死胎火葬等許可証に取り込む場合に、データ修正できる機能を標準オプション機能として実装する。</p>	<p>機能ID : 0390078 (旧機能ID:3.6.1.) (標準オプション機能) 死胎火葬等許可証作成時、人口動態調査事務システムから死産票情報を受信できること。</p> <p>※1 共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、火葬等許可事務システムで利用できること ※3 連携頻度は随時 ※4 取り込んだデータは修正できること。</p>

## 2. 第1回検討会以降の照会を踏まえた修正-5

No.	内容	回答及び方針	標準仕様書案
4	<p>死産届のデータを参照して許可証を作成する機能について 現行法上、死産届の記載事項と死胎火葬許可証の一致していないため、参照した内容そのままでは、利用できないので注意を要します。</p>	<p>【回答】 死産届で入力されたデータを死胎火葬等許可証に取り込む場合に修正する機能を実装する。</p> <p>【方針】 死産届で入力されたデータを死胎火葬等許可証に取り込む場合に、データ修正できる機能を標準オプション機能として実装する。</p>	<p>機能ID : 0390078 (旧機能ID:3.6.1.) (標準オプション機能)</p> <p>死胎火葬等許可証作成時、人口動態調査事務システムから死産票情報を受信できること。</p> <p>※1 共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、火葬等許可事務システムで利用できること ※3 連携頻度は随時 ※4 取り込んだデータは修正できること。</p>

## 2. 第1回検討会以降の照会を踏まえた修正-6

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
5	<p>「分娩」の表記について 一般的に公用文書については、常用漢字表掲載の漢字を用いるという原則があり、「娩」は常用漢字表外の漢字であることから、従来、規則第2条も含めて「分べん」の表記が用いられていると思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>【回答】 「分べん」のままとする。 【方針】 「分べん」の表記で実装する。</p>	<p>(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0390068 (旧機能ID：3.2.1) (実装必須機能) ・分べん年月日時 ・分べんの場所 機能ID：0390072 (旧機能ID：3.4.1) (実装必須機能) 死胎火葬許可証及び死胎埋葬許可証について、父の氏名、母の氏名、父の本籍、母の本籍、分べん日での検索ができること。 機能ID：0390074 (旧機能ID：3.5.1) (実装必須機能) ※1 分べん日の降順で表示すること ※2 一覧画面において、父の氏名、母の氏名、父の本籍、母の本籍、分べん日を表示すること</p> <p>(別紙2-2)管理項目 1.3.死胎埋葬、1.4.死胎火葬</p> <p>(別紙3)帳票詳細要件 1.2. 死胎火葬許可証、1.4. 死胎火葬許可申請書 2.2. 死胎埋葬許可証、2.4. 死胎埋葬許可申請書</p> <p>(別紙4)帳票レイアウト 1.2.死胎火葬許可証、1.4.死胎火葬許可申請書 2.2.死胎埋葬許可書、2.4.死胎埋葬許可申請書</p>

## App) 別紙2-2 管理項目 (1.4.死胎火葬)

### 1.4. 死胎火葬

管理項目	他システムからの連携有無
死胎火葬許可管理番号	
父の本籍	●
母の本籍	●
父母の住所	●
父の氏名	●
母の氏名	●
性別	●
妊娠週数	●
分べん年月日時	
分べんの場所	
火葬の場所	
申請者の氏名	
申請者の住所	
交付日	

# App) 別紙3 帳票詳細要件 (死胎火葬許可証)

## 帳票詳細要件 (1. 火葬許可証)

業務	1. 火葬許可証	帳票名称	02. 死胎火葬許可証		
連番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
1	タイトル	●			"死胎火葬許可証"
2	発行番号	●			"第"+全角スペース+全角数字+全角スペース+"号"
3	再交付印		●		再交付の場合のみ□囲いで"再交付"と印字する。
4	父母の本籍	●			父母の本籍が別の場合二行で、同一の場合は一行で記載。 外国籍の場合は国名を印字する。 "父"+全角スペース+父の本籍+改行+ "母"+全角スペース+母の本籍
5	父母の住所	●			方書まで記載の場合は方書の前に全角スペース
6	父母の氏名	●			"父"+全角スペース+父の姓+全角スペース+父の名+改行+ "母"+全角スペース+母の姓+全角スペース+母の名
7	性別	●			
8	妊娠週数	●			全角数字+"週"
9	分べん年月日時	●			和暦表記 (年月日+時分)
10	分べんの場所	●			
11	火葬の場所	●			
12	申請者の住所	●			方書まで記載の場合は方書の前に全角スペース
13	申請者の氏名	●			姓+全角スペース+名
14	交付年月日	●			和暦表記 (年月日)
15	再交付年月日		●		和暦表記 (年月日)
16	市区町村名	●			市区町村名+"長"
17	市区町村長名	●			姓+全角スペース+名
18	公印	●			公印イメージ
19	火葬時間	●			"令和 年 月 日 午前・午後 時 分 火葬"

# App) 別紙4 帳票レイアウト (死胎火葬許可証)

死胎火葬許可証		※再交付の 場合のみ印字	再交付
第 000001 号			
父母の本籍	父 東京都大和区みどり町二丁目12番 母 東京都大和区中央一丁目1番		
父母の住所	東京都大和区みどり町二丁目12番3号		
父母の氏名	父 許可 一郎 母 許可 洋子		
性別	女		
妊娠週数	20週		
分べん年月日時	令和5年2月9日 午前10時20分		
分べんの場所	東京都大和区本町一丁目10番1号		
火葬の場所	大和斎場		
申請者の住所氏名	住所	東京都大和区みどり町二丁目12番3号	
	氏名	許可 一郎	
交付日：令和5年3月1日 再交付日：令和5年3月2日	※再交付の 場合のみ印字	東京都大和区長	甲野 義太郎
		印	
令和 年 月 日 午前・午後 時 分 火葬			

## 2. 第1回検討会以降の照会を踏まえた修正-7

No.	内容	回答及び方針	標準仕様書案
6	<p>戸籍システムの標準仕様書では、自動審査機能が登載され、添付書類等、確認できるシステムとされていますが、埋火葬に係るシステムでは、添付書類が添付されていますか？といったような審査機能は、登載されないのでしょうか。</p> <p>改葬許可証交付や再交付申請の場合など、添付していただく書類がすぐにわかるようなシステムであるとよいのですが。</p>	<p>【回答】 火葬等許可事務上では、申請者による添付書類の分岐などが無いいため、事務運用上の必要性は低いと考えられ、自動審査機能は実装しないこととするが、該当手続きに必要な添付書類についてのメッセージを検討する。</p> <p>【方針】 該当手続きに必要な添付書類についてのメッセージをアナウンスする機能について、標準オプション機能として実装する。</p>	<p>(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0390018（新規） （標準オプション機能） 許可証作成時に該当手続きに必要な添付書類についてのガイダンス（メッセージ）を表示できること。</p>

## 2. 第1回検討会以降の照会を踏まえた修正-8

No.	内容	回答及び方針	標準仕様書案
7	<p>再交付の申請は、紛失した事実を確認するに足る資料等を提出のうえ申請するとされ(昭和29年2月7日付け衛環第7号)、現状、資料等を提出することは難しいため、再交付の申請に具体的な事由等を記載させて、申請してもらっているところです(昭和32年10月10日付け衛環第53号許可証の様式が示され、同許可証に記載すべき事項を申請書に記載して申請している。)。再交付の申請書の様式については、設けないのでしょうか。</p>	<p>【回答】 火葬等許可証の再交付申請書の出力を実装する。</p> <p>【方針】 火葬等許可証の再交付申請書の出力について、標準オプション機能として実装する。</p>	<p>(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0390056 (旧機能ID：2.1.2.) (標準オプション機能) 斎場利用許可申請書、火葬場使用許可申請書、斎場利用許可証、火葬場使用許可証、再交付申請書が作成できること。 機能ID：0390060 (旧機能ID：2.3.2.) (標準オプション機能) 斎場利用許可申請書、火葬場使用許可申請書、斎場利用許可証、火葬場使用許可証、再交付申請書が出力できること。 機能ID：0390067 (旧機能ID：3.1.1.) (標準オプション機能) 斎場利用許可申請書、火葬場使用許可申請書、斎場利用許可証、火葬場使用許可証、再交付申請書が作成できること。 機能ID：0390071 (旧機能ID：3.3.2.) (標準オプション機能) 斎場利用許可申請書、火葬場使用許可申請書、斎場利用許可証、火葬場使用許可証、再交付申請書が出力できること。 機能ID：0390080 (新規) (標準オプション機能) 再交付申請書が作成できること。 機能ID：0390081 (新規) (標準オプション機能) 再交付申請書が出力できること。</p>

## 2. 第1回検討会以降の照会を踏まえた修正-9

No.	内容	回答及び方針	標準仕様書案
8	再交付証明書の表示について、様式案では、「発行済」と表記されていますが、行政証明として交付している火葬許可証交付済証明書と混同しやすく、「再交付」と表記すべきと考えます。	【回答】 ご指摘を踏まえ、記載を見直す。 【方針】 標準仕様書では、「再交付」として実装する。	(別紙3)帳票詳細要件 1.1. 死体火葬許可証 1.2. 死胎火葬許可証 2.1. 死体埋葬許可証 2.2. 死胎埋葬許可証 3.1. 改葬許可証  (別紙4)帳票レイアウト 1.1. 死体火葬許可証 1.2. 死胎火葬許可証 2.1. 死体埋葬許可証 2.2. 死胎埋葬許可証 3.1. 改葬許可証

# App) 別紙3 帳票詳細要件 (死体火葬許可証)

## 帳票詳細要件 (1. 火葬許可証)

業務	1. 火葬許可証	帳票名称			02. 死胎火葬許可証
連番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
1	タイトル	●			"死胎火葬許可証"
2	発行番号	●			"第"+全角スペース+全角数字+全角スペース+"号"
3	再交付印		●		再交付の場合のみ□囲いで"再交付"と印字する。
4	父母の本籍	●			父母の本籍が別の場合二行で、同一の場合は一行で記載。 外国籍の場合は国名を印字する。 "父"+全角スペース+父の本籍+改行+ "母"+全角スペース+母の本籍
5	父母の住所	●			方書まで記載の場合は方書の前に全角スペース
6	父母の氏名	●			"父"+全角スペース+父の姓+全角スペース+父の名+改行+ "母"+全角スペース+母の姓+全角スペース+母の名
7	性別	●			
8	妊娠週数	●			全角数字+"週"
9	分べん年月日時	●			和暦表記 (年月日+時分)
10	分べんの場所	●			
11	火葬の場所	●			
12	申請者の住所	●			方書まで記載の場合は方書の前に全角スペース
13	申請者の氏名	●			姓+全角スペース+名
14	交付年月日	●			和暦表記 (年月日)
15	再交付年月日		●		和暦表記 (年月日)
16	市区町村名	●			市区町村名+"長"
17	市区町村長名	●			姓+全角スペース+名
18	公印	●			公印イメージ
19	火葬時間	●			"令和 年 月 日 午前・午後 時 分 火葬"

# App) 別紙4 帳票レイアウト (死体火葬許可証)

死体火葬許可証		※再交付の場合のみ印字	再交付
第 000001 号			
死亡者の本籍	東京都大和区中央一丁目1番		
死亡者の住所	東京都大和区中央一丁目1番16号		
死亡者の氏名	許可 太郎		
性別	男		
出生年月日	昭和30年5月5日		
死因	「一類感染症等」 <input type="radio"/> 「その他」 <input type="radio"/>		
死亡年月日時	令和5年2月10日 午前2時30分		
死亡の場所	東京都大和区本町一丁目10番1号		
火葬の場所	大和斎場		
申請者の住所氏名及び死亡者との続柄	住所	東京都大和区中央一丁目1番16号	
	氏名	許可 花子	
	死亡者との続柄	妻	
交付日: 令和5年3月1日	再交付日: 令和5年3月5日	※再交付の場合のみ印字	
東京都大和区長		甲野 義太郎	印
<p>(注) 死因欄中第1条第4号に規定する感染症の際は「一類感染症等」に○印を付すること。          そうでないときは「その他」に○印を付すること。</p>			
令和 年 月 日 午前・午後 時 分 火葬			

## 2. 第1回検討会以降の照会を踏まえた修正-10

No.	内容	回答及び方針	標準仕様書案
9	標準仕様書第1章の3. 対象にある「なお、本仕様書における「市区町村」の区とは、特別区のことである。」を「なお、本仕様書における「市区町村」の区とは、特別区及び指定都市の行政区を指す。」に改める。	【回答】 ご指摘を踏まえ、「なお、本仕様書における「市区町村」の区とは、特別区のことである。」を「なお、本仕様書における「市区町村」の区とは、特別区並びに指定都市の行政区及び総合区のことである。」に修正する。 【方針】 本編を修正する。	本編 P6 3.対象(1) 対象自治体

# App) 本編 ( (1) 対象自治体)

## 3. 対象

### (1) 対象自治体

本仕様書の対象自治体は、全ての市区町村とする。

なお、本仕様書における「市区町村」の区とは、特別区並びに指定都市の行政区及び総合区のことである。

以下、特に断りがない限り、地方自治体と記載している箇所は、市区町村をいう。

※該当箇所を抜粋